

※この法令は廃止されています。

昭和五十二年大蔵省令第三十八号

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十三条の規定に基づき、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則を次のように定める。

目次

第一章	総則（第一条—第七条の二）
第二章	中間貸借対照表
第一節	総則（第八条—第十条）
第二節	資産（第十一条—第二十五条）
第三節	負債（第二十六条—第三十一条の三）
第四節	純資産（第三十二条—第三十六条の三）
第五節	雑則（第三十七条—第三十八条の三）
第三章	中間損益計算書
第一節	総則（第三十九条・第四十条）
第二節	売上高及び売上原価（第四十一条—第四十三条）
第三節	販売費及び一般管理費（第四十四条—第四十五条）
第四節	営業外収益及び営業外費用（第四十六条—第四十八条）
第五節	特別利益及び特別損失（第四十九条—第五十一条）
第六節	中間純利益又は中間純損失（第五十二条—第五十三条）
第七節	雑則（第五十四条—第五十七条の二）
第四章	中間株主資本等変動計算書
第一節	総則（第五十八条・第五十九条）
第二節	株主資本（第六十条・第六十一条）
第三節	評価・換算差額等（第六十二条・第六十三条）
第四節	第二節の二 株式引受権（第六十三条の二）
第五節	新株予約権（第六十四条）
第六節	注記事項（第六十五条—第六十八条）
第五章	中間キャッシュ・フロー計算書
第一節	総則（第六十九条—第七十一条）
第二節	中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第七十二条・第七十三条）
第六章	指定国際会計基準特定会社の中間財務諸表（第七十四条・第七十五条）
第七章	外国会社の中間財務書類（第七十六条—第八十条）
附則	

第一章 総則

（適用の一般原則）

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）以下「法」という。第五条、第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項又は第二十四条の五第一項（これらの規定のうち法第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用する場合並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第三十八条の三に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。）又は第七十四条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第二条を除き、この章から第六章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二条） 第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

(適用の特例)

第一条の二 法第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、中間連結財務諸表を作成していない場合に限り、第六章の定めるところによる。

一次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 法第五条第一項の規定に基づき提出した有価証券届出書（当中間会計期間の属する事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）に係る財務諸表を記載している場合に限る。）

又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出した有価証券報告書（前事業年度に係る財務諸表を記載している場合に限る。）において、財務諸表の適正性を確保するための手段の取組みに係る記載を行っていること。

ロ 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する半期報告書において、中間財務諸表の適正性を確保するための手段の取組みに係る記載を行つてること。

第二条 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて中間財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社をいう。第七章において同じ。）が提出する財務書類のうち、中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによるものとする。

(定義)

第二条の二 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中間財務諸表提出会社 法の規定により中間財務諸表を提出すべき会社、指定法人及び組合をいう。

二 財務諸表 財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。

三 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）第一条第一項に規定する中間連結財務諸表をいう。

四 キヤツシユ・フロー 資金の増加又は減少をいう。

五 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第一条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外國電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。第七十一条及び第七十三条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第七十一条及び第七十三条において同じ。）の額の合計額をいう。

六 デリバティブ取引 財務諸表等規則第八条第十四項に規定する取引をいう。

七 売買目的有価証券 財務諸表等規則第八条第二十項に規定する有価証券をいう。

八 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する債券をいう。

九 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十二項に規定する有価証券をいう。

十 自己株式 中間財務諸表提出会社が保有する中間財務諸表提出会社の株式をいう。

十一 自社の株式式 中間財務諸表提出会社の株式をいう。

十二 自社株式オプション 財務諸表等規則第八条第二十五項に規定する自社株式オプションをいう。

十三 ストック・オプション 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定するストック・オプションをいう。

十四 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。

十五 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

十六 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。

十七 組合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。

十八 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。

十九 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。

二十 組合当事企業 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する企業をいう。

二十一 逆取得 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取得をいう。

二十二 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。

二十三 事業分離 財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する事業分離をいう。

二十四 分離元企業 財務諸表等規則第八条第三十九項に規定する企業をいう。

二十五 分離先企業 財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する企業をいう。

二十六 金融商品 財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。

二十七 資産除去債務 財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。

二十八 会計方針 中間財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

二十九 表示方法 中間財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

三十 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、中間財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十一 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

三十二 表示方法の変更 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

三十三 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

三十四 誤謬 その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、中間財務諸表作成時又は財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

三十五 遷及適用 新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表及び前中間会計期間以前の中間財務諸表に遷つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

三十六 中間財務諸表の組替え 新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表及び前中間会計期間以前の中間財務諸表に遷つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

三十七 修正再表示 前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表における誤謬の訂正を財務諸表又は中間財務諸表に反映することをいう。

(中間財務諸表作成の一般原則)

第三条 中間財務諸表は、中間会計期間に係る中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して、有用な情報を提供するものでなければならない。

- 2 前事業年度において財務諸表作成のために採用した会計処理の原則及び手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。
 - 3 中間財務諸表の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。
- (比較情報の作成)
- 第三条の二 当中間会計期間に係る中間財務諸表は、当該中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる中間財務諸表の区分に応じ、当該中間財務諸表に記載された事項に応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。**
- 一 中間貸借対照表 前事業年度に係る事項
 - 二 中間損益計算書 前中間会計期間に係る事項
 - 三 中間株主資本等変動計算書 前中間会計期間に係る事項
 - 四 中間キャッシュ・フロー計算書 前中間会計期間に係る事項
(重要な会計方針の注記)

第四条 会計方針については、中間財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の中間財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第五条 会計基準等（財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い会計方針の変更を行つた場合（当該会計基準等に遷及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

- 一 当該会計基準等の名称
 - 二 当該会計方針の変更の内容
 - 三 中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額
 - 四 前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜存株式調整後一株当たり中間純利益金額（第五十三条第一項に規定する潜存株式調整後一株当たり中間純利益金額をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する影響額
 - 五 前事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- 2 前項の規定にかかるらず、遷及適用に係る原則的な取扱い（財務諸表等規則第八条の三第二項本文に規定する遷及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
- 一 当中間会計期間の開始の日における遷及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項当該会計基準等の名称
- ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 二 当中間会計期間の開始の日における遷及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項当該会計基準等の名称

- イ ハニホニロイ
- 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
- 当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
- 当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額
- ト 当該会計方針の変更に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
- 二 当中間会計期間の開始の日における遷及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項当該会計基準等の名称

当該会計方針の変更の内容
中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

下
当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理

3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて会計処理を行つた場合において、遡及適用を行つていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載された場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

当該会計方針の変更の内容

四三 当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の概要
当該経過措置が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があるに

五 四
当該経過措置が主な事業年度の実務上算定可能な影響額
一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
その旨及びその影響額
(当該影響額が不明であり
又に合理的に見積ること)とか困難な場合には
その旨

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性（余基準等の改正等以外の正当な理由による余方針の変更に関する注記）

(会計基準等の改正等の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)
第五条の一 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、中

一、当該会計方針の変更の内容

三二 当該会計方針の変更を行つた正当な理由

前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報に対
前事業年度の期首における純資産額に付する累積的影響額

2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号

一 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することができる場合 次に掲げる事項

口イ
当該会計方針の変更の内容
当該会計方針の変更を行つた正当な理由

ニハ
中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
当中間会計期間に係る一株当たり情報に付する実務上算定

、本當中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額

ト
当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二 当中間会計期間の開始の日における逆及適用
イ 当該会計方針の変更の内容

中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

二、二
一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ボルトは、中間会計期間の開始の日における累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨
に付記する。

3 前事業年度において会計方針の変更を行つており、かつ、当中間会計期間に係る中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前中間会計期間に係る中間財務諸表に適用した会計方針との間に差異がある場合は、当該差異を説明する。

4 前三項の規定にかかるわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合は、注記を省略することができる。

(表示方法の変更に関する注記) 第二回 まづ去つて、二易ぎら事頭と生己によししばなつた。

第五条の二の二 表示方法の変更を 一 中間財務諸表の組替えの内容

- 3 第一項に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、中間貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第二項に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条第六十九項に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

5 第一項に規定する事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
 (税効果会計の適用)

第五条の六 法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（中間貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の中間純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）を適用して中間財務諸表を作成しなければならない。
 (持分法損益等の注記)

第五条の七 中間連結財務諸表を作成していない会社にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

 - 一 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
 - 二 開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

(ストック・オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記)

第五条の八 財務諸表等規則第八条の十四の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「事業年度」とあるのは、「中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは、「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第五条の九 前条の規定のほか、中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、当該ストック・オプションによる影響が、中間財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況にとつて重要でないと認められる場合には、注記を省略することができる。

 - 一 付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数
 - 二 株式の種類別のストック・オプションの付与数
 - 三 付与日

第五条の十 権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合はその旨）

 - 1 前項の注記は、次のいずれかの方法で記載しなければならない。
 - 1.1 権利行使期間
 - 1.1.1 権利行使価格
 - 1.1.2 権利行使期間
 - 1.1.3 権利行使価値
 - 1.2 複数契約を集約して記載する方法
 - 2 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げるストック・オプションについては複数契約を集約して記載してはならない。
 - 2.1 付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間及び権利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプション
 - 2.2 株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与したストック・オプション
 - 2.3 権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプション
 - 3 前項に定める事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
 (取得による企業結合が行われた場合の注記)

第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八の規定は、他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条各項に定める場合を除く。）について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の十七第一項から第四項までの規定中「事業年度」とあるのは、「中間会計期間」と、同条第一項第二号中「財務諸表に」とあるのは、「中間財務諸表に」と、同項第十一号及び同条第五項中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と、同号及び同条第三項第一号中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）

3 第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八の規定は、逆取得となる企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは、「中間会計期間」と、「貸借対照表」とあるのは、「中間貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表」とあるのは、「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」と、同号口中「税引前当期純利益金額又は税引前中間純損失金額」とあるのは、「税引前当期純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額」とあるのは、「中間純利益金額」である。

- 一 製品及びサービスごとの情報
- 二 地域ごとの情報
- 三 主要な顧客ごとの情報
- 3 中間貸借対照表又は中間損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントとの概要を様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。
- 1 固定資産の減損損失
2 のれんの償却額及び未償却残高
3 負ののれん発生益
- 4 前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
5 第一項各号及び第二項各号に掲げる事項並びに第三項に規定する概要是、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
(賃貸等不動産に関する注記)
- 第五条の二十一 財務諸表等規則第八条の三十（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産（同条第一項に規定する賃貸等不動産をいう。次項において同じ。）について準用する。
この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」とある。「中間貸借対照表日」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。
- 2 前項において準用する財務諸表等規則第八条の三十第一項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に前事業年度の末日にして著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。
(棚卸資産に関する注記)
- 第五条の二十二 財務諸表等規則第八条の三十三の規定は、市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。
(収益認識に関する注記)
- 第五条の二十三 財務諸表等規則第八条の三十二の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第一項中「財務諸表」とあるのは「中間財務諸表」と、同項第三号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「翌事業年度以降」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と、同条第四項中「財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。
- 2 前項において準用する財務諸表等規則第八条の三十二第一項第二号及び第三号に規定する事項については、顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに前事業年度末において存在する顧客との契約から生じる収益の金額及び時期（これらに関連する顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報を含む。）に重要な変動が認められない場合は、当該事項の記載を省略することができる。
(追加情報の注記)
- 第六条 この規則において特に定める注記のほか、中間財務諸表提出会社の利害関係人が、中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度に関する会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。
- 第七条 第四条の規定による注記は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。
(注記の方法)
- 2 第五条から第五条の二の五までの規定による注記は、第四条の規定による注記の次に記載しなければならない。
- 3 この規則（第四条から第五条の二の五までを除く。）の規定による注記は、脚注（当該注記に係る事項が記載されている中間財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。以下同じ。）として記載することが適當と認められるものを除き、第四条から第五条の二の五までの規定による注記と関係がある事項については、これと併せて記載することができる。
- 4 第五条の十八の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第四条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第五条の十八の規定による注記の次に記載しなければならない。
- 5 この規則の規定により特定の科目に関する注記を記載する場合には、当該科目に記号を付記する方法その他これに類する方法によつて、当該注記との関連を明らかにしなければならない。
(金額の表示の単位)
- 第七条の二 中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもつて表示するものとする。
- 第二章 中間貸借対照表
- 第一節 総則
- (中間貸借対照表の記載方法)
- 第八条 中間貸借対照表の記載方法は、本章の定めるところによる。
2 中間貸借対照表は、様式第四号により記載するものとする。
(資産、負債及び純資産の分類記載)
- 第九条 資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

(科目の記載の配列)

第十一条 資産及び負債の科目の記載の配列は、流動性配列法によるものとする。

第二節 資産

(資産の分類)

第十二条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

(各資産の範囲)

第十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二条、第二十七条、第三十一条から第三十二条の四まで及び第三十六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

(流動資産の区分表示)

第十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 現金及び預金
- 二 受取手形、売掛金及び契約資産
- 三 リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する破産更生債権等をいう。次号において同じ。）で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）
- 四 リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）
- 五 有価証券
- 六 棚卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。）
- 七 その他

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適當であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第八号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(流動資産に係る引当金の表示)

第十四条 財務諸表等規則第二十条の規定は、流動資産に属する資産に係る引当金について準用する。この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第十五条 削除

(有形固定資産の区分表示)

第十六条 有形固定資産に属する資産は、これを一括し、有形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、有形固定資産に属する資産を適當と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、有形固定資産に属する資産のうちに、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものがある場合には、当該資産を他の有形固定資産と区分し、それぞれその資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(減価償却累計額の表示)

第十七条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(減損損失累計額の表示)

第十七条の二 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。この場合において、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第十八条 無形固定資産に属する資産は、これを一括し、無形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、無形固定資産に属する資産を適當と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 第十六条第二項の規定は、無形固定資産について準用する。

(投資その他の資産の区分表示)

第十九条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。

(投資その他の資産の区分表示)

第二十条 投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 第十六条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

(投資その他の資産の区分表示)

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第二十一条 財務諸表等規則第三十四条において準用する同令第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(繰延資産の区分表示)

第二十二条 繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 第十六条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

第二十三条 財務諸表等規則第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

(担保資産の注記)

第二十四条 財務諸表等規則第四十三条の規定は、担保に供されている資産について準用する。

第二十五条 削除

第三節 負債

(負債の分類)

第二十六条 負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

(各負債の範囲)

第二十七条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十二条までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

(流動負債の区分表示)

第二十八条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 支払手形

二 買掛金

三 短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。）。ただし、株主、役員又は従業員からの短期借入金を除く。

四 リース債務

五 未払法人税等

六 引当金

七 資産除去債務

八 その他

九 その他

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 第一項第六号の引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4 第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第二十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 社債

二 長期借入金（金融手形を含む。）。ただし、株主、役員又は従業員からの長期借入金を除く。

三 リース債務

四 引当金

五 資産除去債務

六 その他

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

4 前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第三十条 財務諸表等規則第五十六条の規定は、負債に計上されている企業結合に係る特定勘定について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(偶發債務の注記)

第三十一条 偶發債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるもの）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第三十二条の二 削除

(棚卸資産及び工事損失引当金の表示)

第三十三条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。この場合において、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第四節 純資產

(純資産の分類)

第三十四条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

(株主資本の分類)

第三十五条の二 株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。

(資本金の表示)

(新株式申込証拠金の表示)

第三十六条 財務諸表等規則第六十二条の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

(資本剰余金の区分表示)

第三十七条の二 財務諸表等規則第六十三条の規定は、資本剰余金について準用する。

(利益剰余金の区分表示)

第三十八条 財務諸表等規則第六十五条の規定は、利益剰余金について準用する。

(自己株式の表示)

第三十九条の二 財務諸表等規則第六十六条の規定は、自己株式申込証拠金について準用する。

(自己株式申込証拠金の表示)

第三十六条の二の二 財務諸表等規則第六十六条の二の規定は、自己株式申込証拠金について準用する。

(評価・換算差額等の分類及び区分表示)

第三十六条の二の二の二 財務諸表等規則第六十七条の規定は、評価・換算差額等について準用する。

(株式引受権の表示)

第三十六条の二の四 財務諸表等規則第六十七条の二の規定は、株式引受権について準用する。

(新株予約権の表示)

第三十六条の二の五 財務諸表等規則第六十八条の規定は、新株予約権について準用する。

(一株当たり純資産額の注記)

第三十六条の三 一株当たり純資産額は、注記しなければならない。ただし、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、この限りでない。

- 2 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。
 - 一 株式併合又は株式分割が行われた旨
 - 二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

第五節 雜則

(特別法上の準備金等)

第三十七条 法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金で、資産の部又は負債の部に計上することが適当でないもの（以下「準備金等」という。）は、第十条及び第二十六条の規定にかかわらず、固定負債の次に別の区分を設けて記載しなければならない。

- 2 準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記し、その計上を規定した法令の条項を注記しなければならない。
- 3 準備金等については、一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別を記載しなければならない。ただし、その区別をすることが困難なものについては、この限りでない。

(別記事業の資産及び負債の記載)

第三十八条 財務諸表等規則別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む株式会社又は指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該別記事業を営む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則（財務諸表等規則第二条に規定する法令又は準則をいう。）の定めるところに準じて記載することができる。

- 2 前項の場合において、資産及び負債の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする。

(指定法人の純資産の記載)

第三十九条の二 指定法人が中間貸借対照表を作成する場合において、その純資産についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。この場合において、準拠した法令又は準則を注記しなければならない。

(特定信託財産の資産及び負債の記載)
第三十八条の三 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号。以下この条及び第五十七条の二第一項において「特定目的信託財産計算規則」という。）又は投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号。以下この条及び第五十七条の二第一項において「投資信託財産計算規則」という。）の適用を受ける信託財産（第五十七条の二において「特定信託財産」という。）の中間貸借対照表を作成する場合において、その資産及び負債についてこの規則により記載することが適当でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

第三章 中間損益計算書

第一節 総則

(中間損益計算書の記載方法)

第三十九条 中間損益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。
2 中間損益計算書は、様式第五号により記載するものとする。

(収益及び費用の分類)
第四十条 収益又は費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目に分類して記載しなければならない。

- 一 売上高（役務収益を含む。以下同じ。）
- 二 売上原価（役務原価を含む。以下同じ。）
- 三 販売費及び一般管理費
- 四 営業外収益
- 五 営業外費用
- 六 特別利益
- 七 特別損失

第二節 売上高及び売上原価

(売上高の表示方法)

第四十一条 売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(売上原価の表示方法)

第四十二条 売上原価は、売上原価を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(売上総損益金額の表示)

第四十三条 売上高と売上原価との差額は、売上総利益金額又は売上総損失金額として記載しなければならない。

第三節 販売費及び一般管理費

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第四十四条 販売費及び一般管理費に属する費用は、これを一括し、販売費及び一般管理費を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、販売費及び一般管理費に属する費用を適當と認められる項目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

(営業損益金額の表示)

第四十五条 売上総利益金額又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の総額を加減した額は、営業利益金額又は営業損失金額として記載しなければならない。

第四節 営業外収益及び営業外費用

(営業外収益の表示方法)

第四十六条 営業外収益に属する収益は、これを一括し、営業外収益を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、営業外収益に属する収益を適當と認められる項目に分類し、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

第四十七条 営業外費用に属する費用は、これを一括し、営業外費用を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、営業外収益に属する収益を適當と認められる項目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 営業外費用に属する費用のうち、重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該費用が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

(経常損益金額の表示)

第四十八条 営業利益金額又は営業損失金額に営業外収益の総額及び営業外費用の総額を加減した額は、経常利益金額又は経常損失金額として記載しなければならない。

第五節 特別利益及び特別損失

(特別利益の表示方法)

特別利益に属する利益は、これを一括し、特別利益を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、特別利益に属する利益を適當と認められる項目に分類し、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 特別利益に属する利益のうち、その金額が重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該利益が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

(特別損失の表示方法)

特別損失に属する損失は、これを一括し、特別損失を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、特別損失に属する損失を適當と認められる項目に分類し、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

2 特別損失に属する損失のうち、その金額が重要なものについては、その内容を注記しなければならない。ただし、当該損失が、その内容を示す名称を付した科目をもつて区分掲記されている場合は、この限りでない。

(減損損失に関する注記)

第五十条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループ（同条に規定する資産グループをいう。）について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

第五十条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(税引前中間純損益の表示)

第五十一条 経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の総額及び特別損失の総額を加減した額は、税引前中間純損失金額として表示しなければならない。

(第六節 中間純利益又は中間純損失)

(中間純利益金額又は中間純損失金額)

第五十二条 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一 当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。）

二 法人税等調整額（税効果会計の適用による前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2 前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。

3 税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要な性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(株当たり中間純損益金額に関する注記)

第五十二条の二 一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

2 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額が算定されている旨

3 前二項に規定する事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(潜存株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)

第五十三条 潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり中間純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

2 前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されている旨

3 前二項の規定にかかるわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

4 前二項に規定する事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第七節 雜則

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第五十四条 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて記しなければならない。

(売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記)

第五十五条 事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう。）に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記しなければならない。

(減価償却額の注記)

第五十六条 当該中間会計期間に係る有形固定資産及び無形固定資産の減価償却額は、有形固定資産と無形固定資産に区分して注記しなければならない。

(別記事業の収益及び費用の記載)

第五十七条 別記事業を當む株式会社又は指定法人が中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの規則により記載することが適當でないと認められるときは、当該別記事業を當む株式会社又は指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

2 前項の場合において、収益及び費用の科目を一括し、又は区分して掲記する基準は、この規則の定めるところに準ずるものとする。

第五十七条の二 特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合において、その収益及び費用についてこの規則により記載することが適當でないと認められるときは、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則の定めるところに準じて記載することができる。

2 前条第二項の規定は、特定信託財産の中間損益計算書を作成する場合に準用する。

第四章 中間株主資本等変動計算書

第一節 総則

(中間株主資本等変動計算書の記載方法)

第五十八条 中間株主資本等変動計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 中間株主資本等変動計算書は、様式第六号により記載するものとする。

(中間株主資本等変動計算書の区分表示)

第五十九条 中間株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2 中間株主資本等変動計算書は、適切な項目に区分し、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。当該項目及び科目は、前事業年度末の貸借対照表及び当中間会計期末の中間貸借対照表における純資産の部の項目及び科目と整合していなければならない。

第二節 株主資本

第六十条 株主資本は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間未残高に区分して記載しなければならない。

2 株主資本に記載される科目的当中間会計期間変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

3 剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

4 中間純利益金額又は中間純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

第六十一条 財務諸表等規則第一百二条の規定は、その他利益剰余金について準用する。この場合において、同条中「**第一百条第二項**」とあるのは「**第五十九条第二項**」と、「**当事業年度変動額**」とあるのは「**当中間会計期間変動額**」と、「**当事業年度末**」とあるのは「**当中間会計期間末**」と読み替えるものとする。

第三節 評価・換算差額等

第六十二条 評価・換算差額等は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間未残高に区分して記載しなければならない。

2 評価・換算差額等に記載される科目は、当中間会計期間変動額を一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第六十三条 財務諸表等規則第一百四条の規定は、評価・換算差額等について準用する。この場合において、同条中「**第一百条第二項**」とあるのは「**第五十九条第二項**」と、「**当事業年度変動額**」とあるのは「**当中間会計期間変動額**」と、「**当事業年度末**」とあるのは「**当中間会計期間末**」と読み替えるものとする。

第三節の二 株式引受権

第六十三条の二 株式引受権は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間未残高に区分して記載しなければならない。

2 株式引受権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第四節 新株予約権

第六十四条 新株予約権は、当事業年度期首残高、当中間会計期間変動額及び当中間会計期間未残高に区分して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

2 新株予約権の当中間会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

第五節 注記事項

(発行済株式に関する注記)

第六十五条 財務諸表等規則第六条の規定は、発行済株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「**当事業年度末**」とあるのは「**当中間会計期間末**」と、「**当事業年度に**」とあるのは「**当中間会計期間に**」と、同条第二項中「**財務諸表提出会社**」とあるのは「**中間財務諸表提出会社**」と、「**連結財務諸表**」とあるのは「**中間連結財務諸表**」と読み替えるものとする。

(自己株式に関する注記)

第六十六条 財務諸表等規則第百七条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第六十七条 財務諸表等規則第八条の規定は、新株予約権及び自己新株予約権について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「事業年度末」とあるのは「中間会計期間末」と、同条第三項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(配当に関する注記)

第六十八条 財務諸表等規則第九条の規定は、配当について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「翌事業年度」とあるのは「当中間会計期間の末日後」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(会計期間中の会計期間の末日後)

第六十九条 指定法人が、中間株主資本等変動計算書を作成する場合において、この規則により記載することが適当でないと認められるときは、当該指定法人は、その財務諸表について適用される法令又は準則の定めるところに準じて記載することができる。

第五章 中間キャッシュ・フロー計算書

第六節 雜則

(中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法)

第六十九条 中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。
2 中間キャッシュ・フロー計算書は、様式第七号又は第八号により記載するものとする。

(中間キャッシュ・フロー計算書の作成の対象)

第七十条 中間キャッシュ・フロー計算書は、中間連結財務諸表を作成していない会社が作成するものとする。

(中間キャッシュ・フロー計算書の表示区分)

第七十一条 中間キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる区分を設けてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。
一 営業活動によるキャッシュ・フロー
二 投資活動によるキャッシュ・フロー
三 財務活動によるキャッシュ・フロー
四 現金及び現金同等物に係る換算差額
五 現金及び現金同等物の増加額又は減少額
六 現金及び現金同等物の期首残高
七 現金及び現金同等物の中間期末残高

第二節 中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法

(営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法等)

第七十二条 財務諸表等規則第百十三条から第百十八条までの規定は、中間キャッシュ・フロー計算書の記載方法について準用する。この場合において、財務諸表等規則第百十三条第一号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、同号イ及びハ中「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(中間キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

第七十三条 中間キャッシュ・フロー計算書には、現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならない。

第六章 指定国際会計基準特定会社の中間財務諸表

(会計基準の特例に関する注記)

第七十四条 指定国際会計基準特定会社が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

(会計基準の特例に関する注記)

第七十五条 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して中間財務諸表を作成している旨

2 指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した中間財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して中間財務諸表を作成している旨

二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して中間財務諸表を作成している旨

三 指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

第七章 外国会社の中間財務書類

(外国会社の中間財務書類の作成基準)

第七十六条

外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下同じ。）において開示している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

第七十七条

外国会社がその本国において開示している財務計算に関する書類が前項の規定に基づく金融庁長官の認めるところとならない場合等において、当該外国会社がその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法によるものとする。

前二項の規定にかかるらず、特定有価証券（法第五条第一項において規定する特定有価証券をいう。）を発行する外国会社が、当該特定有価証券に関して提出する中間財務書類の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官の指示するところによるものとする。ただし、当該外国会社がその本国において作成している財務計算に関する書類を中間財務書類として提出することを、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする。

（会計処理基準に関する注記）

第七十七条 前条第一項から第三項までの規定による中間財務書類について、当該外国会社が採用する中間財務書類の会計処理の原則及び手続のうち、本邦における中間財務諸表の会計処理の原則及び手続と異なるものがある場合には、その内容を当該中間財務書類に注記しなければならない。

（表示方法）

第七十八条 第三条第三項及び第五条第一項第二号の規定は、外国会社が提出する中間財務書類に表示方法のうち、本邦における表示方法と異なるものがある場合には、その内容を当該中間財務書類に注記しなければならない。

（金額表示）

第七十九条 外国会社が提出する中間財務書類に掲記される科目その他の事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記するものとする。この場合においては、本邦通貨への換算に当たつて採用した換算の基準を当該中間財務書類に注記しなければならない。

（注記の方法）

第八十条 第七十七条から前条までの規定により記載すべき注記は、脚注として記載する方が適当でないと認められるものについては、他の適当箇所に記載することができる。

第七十五条の規定は、第七十七条及び第七十八条の規定により注記をする場合に準用する。

附 則（昭和五四年三月二二日大蔵省令第六号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令は、有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令の一部を改正する省令（昭和五十二年大蔵省令第四十号）による改正後の有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令により提出される中間財務諸表及び中間財務書類について適用する。

附 則（昭和五七年九月二一日大蔵省令第四八号）

1 この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2 この省令による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後提出される有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（以下「届出書等」という。）及び当該届出書等に添付される財務計算に関する書類について適用し、施行日前に提出された届出書等に係る訂正に関する書類を施行日以後に提出する場合並びに施行日前に提出されるべき届出書等及び当該届出書等に添付される財務計算に関する書類を施行日以後に提出する場合については、なお、従前の例による。

附 則（昭和五七年九月二一日大蔵省令第四八号）

1 この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2 この省令による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後提出される有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（以下「届出書等」という。）及び当該届出書等に添付される財務計算に関する書類について適用し、施行日前に提出された届出書等に係る訂正に関する書類を施行日以後に提出する場合並びに施行日前に提出されるべき届出書等及び当該届出書等に添付される財務計算に関する書類を施行日以後に提出する場合については、なお、従前の例による。

3 改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後提出される有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（以下「届出書等」という。）及び当該届出書等に添付される財務計算に関する書類について適用し、施行日前に提出された届出書等に係る訂正に関する書類を施行日以後に提出する場合並びに施行日前に提出されるべき届出書等及び当該届出書等に添付される財務計算に関する書類を施行日以後に提出する場合については、なお、従前の例による。

4 施行日前に終了した最終の事業年度に係る貸借対照表に記載されている負債性引当金以外の引当金（貸倒引当金、減価償却引当金及び新令第三十七条第一項に規定する準備金等）を除く。以下同じ。）で施行日以後最初に終了する中間会計期間において取り崩したものがある場合における中間損益計算書の表示については、なお従前の例による。

5 商法第二百八十七条ノ二に規定する引当金は、第十条及び第二十六条の規定にかかるらず、当分の間、固定負債の次に別の区分を設けて記載することができる。ただし、この場合には、別の区分を設けて記載しなければならない理由を注記しなければならない。

7 新財務諸表等規則第八条の十一、新連結財務諸表規則第十二条及び新中間財務諸表等規則第五条の六の規定を適用して財務諸表、連結財務諸表及び中間財務諸表を作成する最初の事業年度等の期間中ににおいて法人税等の税率が変更された場合には、当該事業年度等の期首及び期末における繰延税金資産及び繰延税金負債は、変更後の法人税等の税率により計算するものとする。

陝西(平房一一五年三月三〇日)大蔭省令第三三號

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。この省令による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）は、平成十二年四月一日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十二年四月一日以前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち平成十一年四月一日以後に提出される有価証券届出書及び半期報告書に記載されるものについては、新中間財務諸表等規則の規定を適用して作成することができる。

の命令書、公印の用ひを施行する。

第三条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定、第四条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）の規定、第五条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定、第六条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後に提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一項に規定する財務諸表をいう。）及び連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。）（以下「財務諸表等」という。）並びに中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表をいう。」）及び中間連結財務諸表（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間連結財務諸表規則」という。））（以下「中間財務諸表等」という。）で平成十二年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。）（以下「事業年度等」という。）並びに中間会計期間及び中間連結会計期間（中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。）（以下「中間会計期間等」という。）に係るものについて適用し、平成十一年三月三十一日前に終了する事業年度等に係るものについては、なお従前の例による。

4 平成十二年九月三十日前に終了する中間会計期間等に係る中間財務諸表等において、税効果会計（中間財務諸表等規則第五条の六及び中間連結財務諸表規則第八条に規定する税効果会計をいう。）を適用していない場合には、第一項の規定にかかわらず、新中間財務諸表規則及び新中間連結財務諸表規則の規定は、同日以後終了する中間会計期間等に係る中間財務諸表等から適用し、同日前に終了する中間会計期間等に係るものについては、この省令による改正前の中間財務諸表等規則及び中間連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

付則（平成二年六月二六日総理府令第六五号）

附 則
(平成二二年一〇月一〇日総理府令第一一六号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(平成二年一月七日總理府令第一三七号)抄
附則(延丁期日)

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

附則（平成一三年四月一九日内閣府令第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十三年六月一日から施行する。

(様式に係る経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第十三号まで、第二条の規定による改正前の外債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第三号様式から第五号の三様式まで及び第八号様式から第十号の二様式まで、第四条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第十号まで、第五条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第四号まで、第六条の規定による改正前の特定有価証券開示府令第八号様式から第九号様式まで及び第十一号様式から第十三号の二様式まで並びに第七条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第八号までについては、平成十六年五月三十一日までの間ににおいて、開示用電子情報処理組織を使用せず又は磁気ディスクの提出によらず流通開示手続を行う場合には、なお効力を有するものとする。

附 則 (平成一三年九月二十五日内閣府令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十三年十月一日、以下「施行日」という。)から施行する。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一項改正に伴う経過措置)

第三条 この府令第七条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新中間財務諸表等規則」という。)は、施行日以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち、施行日以後に提出される有価証券届出書及び半期報告書に記載されるものについては、新中間財務諸表等規則の規定を適用して作成することができる。

附 則 (平成一四年一月三十日内閣府令第三号) 抄

1 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この府令の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新中間財務諸表等規則」という。)は、この府令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち施行日から平成十四年九月三十日までに開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例によることができる。

3 施行日以後に提出される有価証券届出書及び半期報告書に記載される中間財務諸表のうち施行日から平成十四年九月三十日までに開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一四年三月二八日内閣府令第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

(商法等の一部を改正する法律に関する経過措置)

第一条 商法等の一部を改正する法律(以下この条において「商法等改正法」という。)附則第三条第一項前段の規定によりなお従前の例によることとされた種類の株式は、商法等改正法による改正前

前の商法(明治三十二年法律第四十八号。以下この条において「旧商法」という。)第二百四十二条第一項の定款の定めにより当該株式につき株主が議決権を有するものとされる場合を除き、商法等改正法による改正後の商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

2 商法等改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権は、新株予約権とみなして、この府令(第七条、第十二条、第十三条及び第四十一条を除く。以下この条において同じ。)による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

3 商法等改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

4 前項の新株引受権付社債を発行する際に旧商法第三百四十二条ノ十三第一項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、この府令による改正後のそれぞれの府令の規定を適用する。

5 第二項の新株の引受権、第三項の転換社債若しくは新株引受権付社債又は前項の新株引受権証券についての第七条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、第十二条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則、第十三条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年五月二二日内閣府令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十四年六月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一〇月一八日内閣府令第六六号) 抄

3 1 この府令は、公布の日から施行する。

3 1 新財務諸表等規則第六十八条の二の三の規定、新連結財務諸表規則第四十二条第六項の規定、第一条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）第三十六条の二の三の規定及び第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）第四十四条第六項の規定は、平成十四年九月一日以後終了する事業年度等並びに中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係る財務諸表等並びに中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）に適用し、同日前に終了する事業年度等度等及び中間会計期間等に係るものうちこの府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものについては、新財務諸表等規則第六十八条の二の三の規定、新連結財務諸表規則第四十二条第六項の規定、新中間財務諸表等規則第三十六条の二の三の規定及び新中間連結財務諸表規則第四十四条第六項の規定を適用することができる。

4 新財務諸表等規則第九十五条の五の二の規定、新中間財務諸表等規則第五十二条の二及び第五十三条の規定、新連結財務諸表規則第六十五条の二第一項及び第三項の規定並びに新中間連結財務

諸表規則第六十五条の規定は、平成十四年四月一日以後開始する事業年度等及び中間会計期間等に係る財務諸表等及び中間財務諸表等のうち施行日以後提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものについて適用し、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係るものについては、新財務諸表等規則第九十五条の五の二の規定、新中間財務諸表等規則第六十五条の二の規定、新連結財務諸表規則第六十五条の二第一項及び第三項の規定並びに新中間連結財務諸表規則第六十五条の規定を適用することができる。

附 則（平成一五年二月一二日内閣府令第八号）抄

1 1 この府令は、平成十五年三月一日から施行する。
3 第二条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに第三条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに新中間連結財務開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表について適用し、同日以前に開始するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一月三〇日内閣府令第五号）抄

1 1 この府令は、公布の日から施行する。
3 この府令による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに中間連結財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表について適用する。ただし、平成十七年三月三十一日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間間に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一八年四月二五日内閣府令第五二号）抄

（施行期日）

第一 条（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則）

この府令による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表について適用する。ただし、平成十七年三月三十一日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一八年四月二六日内閣府令第五六号）

この府令は会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

附 則（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則）

この府令による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに新中間連結財務諸表規則第六十五条の規定による改正後の中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに新中間連結財務諸表規則第六十五条の規定による改正後の中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）及び第五条の規定による改正後の中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間会計期間等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）並びに同日以後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）について適用し、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間に係る中間財務諸表等及び中間会計期間等に係る財務諸表等及び中間財務諸表等のうち施行日以後提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載されるものについては、新財務諸表等規則、新連結財務諸表規則、新中間財務諸表等規則及び新中間連結財務諸表規則を適用することができる。

附 則（新監査証明府令）抄

この府令は、公布の日から施行する。

1 1 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定（第七十二条の二及び第八十条の規定を除く。）、第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）の規定（第五十二条の二及び第五十三条の規定を除く。）、第三条の規定による改正後の中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表規則」という。）の規定（第五十二条の二及び第五十三条の規定を除く。）、第三条の規定による改正後の中間会計期間等に係る中間財務諸表等の監査証明及び同日以後開始する中間会計期間等に係る中間財務諸表等の監査証明に適用し、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び中間財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び中間財務諸表等の監査証明については、当該財務諸表等及び中間財務諸表等が、新財務諸表等規則、新連結財務諸表規則、新中間財務諸表等規則及び新中間連結財務諸表規則により作成され場合には、新監査証明府令の規定を適用するものとする。

附 則（平成一八年一二月二六日内閣府令第八八号）抄

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

1 1 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）の規定（第七十二条の二及び第八十条の規定を除く。）、第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）の規定（第五十二条の二及び第五十三条の規定を除く。）、第三条の規定による改正後の中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表規則」という。）の規定（第五十二条の二及び第五十三条の規定を除く。）、第三条の規定による改正後の中間会計期間等に係る中間財務諸表等の監査証明及び同日以後開始する中間会計期間等に係る中間財務諸表等の監査証明に適用し、同日前に開始する事業年度等及び中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び中間財務諸表等の監査証明については、当該財務諸表等及び中間財務諸表等が、新財務諸表等規則、新連結財務諸表規則、新中間財務諸表等規則及び新中間連結財務諸表規則により作成され場合には、新監査証明府令の規定を適用するものとする。

間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）並びに中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）で平成十八年九月三十日以後に終了する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）並びに中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度等及び中間会計期間等に係るものについては、新財務諸表等規則、新連結財務諸表規則、新中間財務諸表等規則及び新中間連結財務諸表規則を適用することができる。

附 則（平成一九年八月一五日内閣府令第六五号）抄

（施行期日） この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一
部改正に伴つ経過措置）

第一条 この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

第二条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定は、施行日以後に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表等規則

第十一條 第十一条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則第四条（第五号から第七号までを除く。）、第五条の三、第十二条、第十三条第一項第四号、第五号及び第六号、第二十七条、第二十八条第一項第三号の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間に係るものについて適用する。

2 前項の規定にかかわらず、新中間財務諸表等規則第四条（第五号から第七号までを除く。）、第五条の三、第十二条、第十三条第一項第四号、第五号及び第六号、第二十七条、第二十八条第一項第四号及び第五号並びに第二十九条第一項第三号の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成十九年四月一日以後に開始する中間会計期間に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

3 平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について新中間財務諸表等規則第四条（第五号から第七号までを除く。）、第五条の三、第十二条、第十三条第一項第四号、第五号及び第六号、第二十七条、第二十八条第一項第三号の規定を適用する場合において、所有權移転外ファイナンス・リース取引のリース取引について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、注記を省略することができる。

4 中間財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合において、当該所有權移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき（第十一条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この号及び次号において「旧中間財務諸表等規則」という。）第四条第五号及び第五条の三（同条において準用する旧財務諸表等規則第八条の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）に定める事項二リース取引を通常の取引以外の取引とする中間財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有權移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているとき（第十一条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この号及び次号において「旧中間財務諸表等規則第四条第五号及び第五条の三（同条において準用する旧財務諸表等規則第八条の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）に定める事項三リース取引を通常の取引とする中間財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合において、当該所有權移転外ファイナンス・リース取引について、平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間の直前の事業年度の末日におけるリース物件に係る固定資産の適正な帳簿価額を平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間の開始の日におけるリース投資資産の価額として計上する会計処理を行っているとき（税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額と当該所有權移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合に計上されるべき税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額との差額）前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について、新中間財務諸表等規則第四条（第五号から第七号までを除く。）、第五条の三、第十二条、第十三条第一項第四号、第五号及び第六号、第二十七条、第二十八条第一項第四号及び第五号並びに第二十九条第一項第三号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同項中「平成二十年四月一日」とあるのは「平成十九年四月一日」と読み替えるものとする。（罰則の適用に関する経過措置）

第十三條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年六月六日内閣府令第三六号）抄

（施行期日） この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の様式に係る経過措置）

第一条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第二号から様式第六号まで、第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第四号から様式第八号まで、第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第五号まで、第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第四号から様式第八号まで、第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第一号から様式第五号まで及び第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第四号から様式第八号までは、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する有価証券届出書等（有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）並びに有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書（これらの訂正報告書を含む。）をい。以下同じ。）に記載すべき財務諸表等（財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）で、直近の事業年度又は特定期間（金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。）が平成一十年四月一日以後に開始する事業年度等であるものから適用し、直近の事業年度等が同日前に開始する事業年度等であるものについては、なお従前の例による。

(附 則) (平成二〇年八月七日内閣府令第五〇号) 抄

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条

第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第二条の二に二号を加える改正規定（新中間財務諸表等規則第二条の二第二十八号に係る部分に限る。）、第四条の改正規定（「第五条の五第一項」を「第五条の五」に改める部分に限る。）、第五条の三の次に一条を加える改正規定、第五条の四の改正規定及び第五条の五の改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、これらすべての改正規定による新中間財務諸表等規則の規定により作成することができる。

二 第二条の二に二号を加える改正規定（新中間財務諸表等規則第二条の二第二十九号の改正規定、第二十九条第一項及び第四項の改正規定、第二十九条第一項及び第四項の改正規定並びに様式第一号の改正規定 平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち、施行日以後に提出されるものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表等規則の規定により作成することができる。）、第五条の十八の次に一条を加える改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表等規則第二条の二第二十九号を除く。）及び第二章第三節中第三十一条の二の次に一条を加える改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表等規則により作成することができる。

三 第四条の改正規定（第五条の五第一項）を「第五条の五」に改める部分を除く。）及び第二章第三節中第三十一条の二の次に一条を加える改正規定 平成二十二年四月一日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表等規則により作成することができる。

四 第五条の七の改正規定 平成二十年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十年九月三十日以前に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表については、当該改正規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成することができる。

前項第三号に掲げる改正規定による新中間財務諸表等規則の規定により中間財務諸表を作成する最初の中間会計期間において、当該中間会計期間が属する事業年度の前事業年度末までの工事の進捗度に対応する工事収益の額及び工事原価の額を中間損益計算書に注記しなければならない。

附 則 (平成二〇年一二月一二日内閣府令第八〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年三月二四日内閣府令第五号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成二一年三月二四日内閣府令第五号) 抄

(施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第二条の二の改正規定、第五条の十から第五条の十三までの改正規定、第五条の十四の改正規定（同条第一項第三号）を「同条第一項第四号」に改める部分を除く。）及び第五条の十五から第五条の十七までの改正規定 平成二十二年四月一日以後に行われる企業結合及び事業分離について適用し、同日前に行われる企業結合（新中間財務諸表等規則第二条の二第二十四号に規定する企業結合をいう。以下この号において同じ。）及び事業分離（新中間財務諸表等規則第二条の二第二十三号に規定する事業分離をいう。以下この号において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以後に開始する中間会計期間の開始の日から平成二十二年三月三十一日までに企業結合及び事業分離が行われる場合には、当該企業結合及び事業分離について、これらのすべての改正規定による新中間財務諸表等規則の規定により当該中間会計期間に係る中間財務諸表を作成することができる。

二 第五条の十四の改正規定（同条第一項第三号）を「同条第一項第四号」に改める部分に限る。）、第五条の十九の次に二条を加える改正規定（第五条の二十を加える部分に限る。）、第八条第二項、第三十九条第二項、第五十八条第二項及び第六十九条第二項の改正規定並びに様式第五号を様式第八号とし、様式第一号から様式第四号までを三号ずつ繰り下げ、附則の次に三様式を加える改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

三 第五条の十九の次に二条を加える改正規定（第五条の二十一を加える部分に限る。） 平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち、施行日以後に提出するものについては、当該改正規定による

新中間財務諸表等規則の規定により作成することができる。

前項第一号に掲げる改正規定による新中間財務諸表等規則の規定により中間財務諸表を作成する最初の中間会計期間においては、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条第一項第一号に掲げる事項のうち、会計処理の原則及び手続の変更が中間財務諸表に与えている影響の内容（当該改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表を作成する場合において、第一項第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における負ののれんの償却額については、新中間財務諸表等規則第五条の二十第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を新中間財務諸表等規則様式第一号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を新中間財務諸表等規則様式第三号に定めるところに準じて注記しなければならない。

(附則) (平成二一年七月八日内閣府令第四一號) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条の十八の規定は、平成二十一年六月三十日以後に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。

(附則) (平成二一年一二月一一日内閣府令第七三号) 抄

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第六章の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年九月三〇日内閣府令第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第六章の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

一 新中間財務諸表等規則第五条の四 平成二十二年九月三十日以後に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

二 新中間財務諸表等規則第七十五条 施行日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用する。

附則 (平成二三年三月三一日内閣府令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 新中間財務諸表等規則の規定（新中間財務諸表等規則第五条の二第三項の規定を除く。）は、施行日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

二 新中間財務諸表等規則第五条の二第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用する。

三 前事業年度において、会計方針の変更を行つており、かつ、当事業年度の中間会計期間（この項において「当中間会計期間」という。）に係る中間財務諸表（比較情報を除く。）に適用した会計方針と前事業年度の中間会計期間（この項において「前中間会計期間」という。）に係る中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨及び前中間会計期間に係る税引前中間純損益その他の重要な項目の金額と、当該中間会計期間に変更後の会計方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する差額を算定することが困難な場合には、当該差額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

附則 (平成二三年九月三〇日内閣府令第五三号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年二月一五日内閣府令第四号) 抄

(罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

第六条 この府令の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第七号、第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第六号、

第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第六号及び第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第六号は、次の表の書類の欄に掲げる書類ごとに、同表の適用対象の欄に定めるもの及びその訂正に係る書類に記載すべき株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、連結株主資本等変動計

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二一日内閣府令第一三号）抄

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

第一条 附 則（令和二年三月六日内閣府令第九号）抄

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

第一条 附 則（令和二年三月六日内閣府令第九号）抄

（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

第一条 附 則（一部改正に伴う経過措置）

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正による規則の適用する期間）

第三条 第二条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、新中間財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合（直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合を除く。）には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号及び新中間財務諸表等規則第五条の二十二において準用する新財務諸表等規則第八条の三十三に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 第一項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則の規定を適用している場合（新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号ニ（2）に掲げる事項の記載を省略している場合に限る。）には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号ニ（2）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

4 第一項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則の規定を適用する場合であつて、金融商品又は市場価格の変動により利益を得る目的をもつて所有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合（新中間財務諸表等規則第二条の二第三十一号に規定する会計方針の変更として同条第三十五号に規定する溯及適用を行つていらない場合に限る。）には、新中間財務諸表等規則第五条、第五条の二の三又は第五条の二の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

5 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項の規定にかかるとおり、令和四年四月一日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の中間貸借対照表上額を注記しなければならない。

6 投資信託等については、第一項の規定にかかるとおり、令和四年四月一日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間貸借対照表上額を注記しなければならない。

7 投資信託等について、中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合を除く。）には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する同号（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

8 投資信託等について、中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合であつて、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合に限る。）には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の八及び第九条の規定、第二条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表等規則」という。）第十三条第五項、第十三条の二、第十四条の四、第十五条の七、第十六条及び第四十三条の二の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）第十七条の規定、第十七条第五項及び第十七条の規定並びに第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表等規則（以下「新四半期連結財務諸表等規則」という。）第十七条の規定は、令和三年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）並びに同日以後終了する事業年度等に属する四半期累計期間及び四半期会計期間並びに四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）について適用し、同日前に終了する事業年度等、中間会計期間等及び四半期累

第一条 附 則（施行期日）

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）第四条及び第五条の五の規定、第三条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）第十三条第五項、第十三条の二、第十四条の四、第十五条の七、第十六条及び第四十三条の二の規定による改正後の四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期連結財務諸表等規則」という。）第十七条の規定は、令和三年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）並びに同日以後終了する事業年度等に属する四半期累計期間及び四半期会計期間並びに四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）について適用し、同日前に終了する事業年度等、中間会計期間等及び四半期累

様式第一号 (平21内府令5・追加、平23内府令10・令元内府令2・一部改正)

【セグメント情報】

I 前中間会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要
2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部 売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失 (△)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は 損失(△)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(負ののれん発生 益)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(減損損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への 投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
• • • • •	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

II 当中間会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要
2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部 売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	××	××
計	×××	×××	×××	×××	××	××
セグメント利益又は損失(△)	×××	×××	×××	×××	××	××
セグメント資産	×××	×××	×××	××	××	××
セグメント負債	×××	×××	××	××	××	××
その他の項目						
減価償却費	×××	××	××	××	××	××
のれんの償却額	×××	××	××	××	××	××
受取利息	×××	××	××	××	××	××
支払利息	×××	××	××	××	××	××
持分法投資利益又は 損失(△)	×××	××	××	××	××	××
特別利益	×××	××	××	××	××	××
(負ののれん発生 益)	×××	××	××	××	××	××
特別損失	×××	××	××	××	××	××
(減損損失)	×××	××	××	××	××	××
税金費用	×××	××	××	××	××	××
持分法適用会社への 投資額	×××	××	××	××	××	××
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	×××	××	××	××	××	××
・・・・・	××	××	××	××	××	××

4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
(記載上の注意)
 1. この様式において「事業セグメント」とは、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意1. に規定する事業セグメント（同記載上の注意2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。
 2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意3. に規定するもの（同記載上の注意4. 及び5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意5. 中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。
 3. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）
 - (2) 二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨
 - (3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類
 4. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - (1) 財務諸表等規則様式第二号記載上の注意3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）
 - (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間会計期間のセグメント情報を前中間会計期間の区分方法により作成した情報）
 5. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目

目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

- (1) 報告セグメント間の取引がある場合 当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項
- (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税引前中間純利益若しくは税引前中間純損失又は中間純利益若しくは中間純損失のうち、適当と判断される科目的金額をいう。7.(2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
- (3) 報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
- (4) 報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
- (5) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間会計期間に採用した方法から変更した場合 その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響
- (6) 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合 その内容
- (7) その他参考となるべき事項がある場合 その内容

6. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

- (1) 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額
- (2) 報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
- (3) 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含

まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)

- ① 外部顧客への売上高
 - ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
 - ③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
 - ④ のれんの償却額
 - ⑤ 受取利息
 - ⑥ 支払利息
 - ⑦ 特別利益（主な内訳を含む。）
 - ⑧ 特別損失（主な内訳を含む。）
 - ⑨ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
 - ⑩ ①から⑨までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（中間損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）
- (4) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、当中間会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額（報告セグメントの資産の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

7. 「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載することとし、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を省略することができる。

- (1) 報告セグメントの売上高の合計額と中間損益計算書の売上高計上額
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額
 - (3) 報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額
 - (4) 報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額
 - (5) 報告セグメントのその他の項目（(1)から(4)までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の中間財務諸表計上額
8. 7. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
9. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二号 (平21内府令5・追加、令元内府令2・一部改正)

【関連情報】

I 前中間会計期間 (自 年 月 日 至 年 月 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 円)

	·····	·····	·····	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位： 円)

日本	·····	·····	·····	·····	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

(2) 有形固定資産

(単位： 円)

日本	·····	·····	·····	·····	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
·····	×××	·····

II 当中間会計期間 (自 年 月 日 至 年 月 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 円)

	·····	·····	·····	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位： 円)

日本	·····	·····	·····	·····	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

(2) 有形固定資産

(単位：円)

日本	···	···	···	···	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
···	×××	···

(記載上の注意)

- 中間財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
- 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。

- 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

- 外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準
- 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によって本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）

- 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定

の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。

5. 3. にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える場合には、その旨を記載することにより 3. (1)又は(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。
6. 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であつて、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。
7. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第三号 (平21内府令5・追加、令元内府令2・一部改正)

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間 (自 年月日至 年月日)

(単位：円)

	···	···	···	···	···	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間会計期間 (自 年月日至 年月日)

(単位：円)

	···	···	···	···	···	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間 (自 年月日至 年月日)

(単位：円)

	···	···	···	···	···	合計
当中間期 償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期 末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間会計期間 (自 年月日至 年月日)

(単位：円)

	···	···	···	···	···	合計
当中間期 償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期 末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

(記載上の注意)

1. 中間財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。

3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。
4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となつた事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。
5. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第四号 (平23内府令10・全改、令元内府令2・令元内府令9・令2内府令46・令3内府令5・一部改正)

【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前事業年度 (年月日)	当中間会計期間 (年月日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形、売掛金及び契約資産(純額)	×××	×××
リース債権(純額)	×××	×××
リース投資資産(純額)	×××	×××
有価証券	×××	×××
棚卸資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産		
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形	×××	×××
買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××

固定負債合計	× × ×	× × ×
負債合計	× × ×	× × ×
純資産の部		
株主資本		
資本金	× × ×	× × ×
資本剰余金		
資本準備金	× × ×	× × ×
その他資本剰余金	× × ×	× × ×
資本剰余金合計	× × ×	× × ×
利益剰余金		
利益準備金	× × ×	× × ×
その他利益剰余金		
× × 積立金	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
繙越利益剰余金	× × ×	× × ×
利益剰余金合計	× × ×	× × ×
自己株式	△ × × ×	△ × × ×
株主資本合計	× × ×	× × ×
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×
繙延ヘッジ損益	× × ×	× × ×
土地再評価差額金	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
評価・換算差額等合計	× × ×	× × ×
株式引受権	× × ×	× × ×
新株予約権	× × ×	× × ×
純資産合計	× × ×	× × ×
負債純資産合計	× × ×	× × ×

(記載上の注意)

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第五号 (平23内府令10・全改、令元内府令2・一部改正)

【中間損益計算書】

(単位：円)

	前中間会計期間 (自 至 年 月 日)	当中間会計期間 (自 至 年 月 日)
売上高	× × ×	× × ×
売上原価	× × ×	× × ×
売上総利益（又は売上総損失）	× × ×	× × ×
販売費及び一般管理費	× × ×	× × ×
営業利益（又は営業損失）	× × ×	× × ×
営業外収益	× × ×	× × ×
営業外費用	× × ×	× × ×
経常利益（又は経常損失）	× × ×	× × ×
特別利益	× × ×	× × ×
特別損失	× × ×	× × ×
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）	× × ×	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	× × ×
法人税等調整額	× × ×	× × ×
法人税等合計	× × ×	× × ×
中間純利益（又は中間純損失）	× × ×	× × ×

(記載上の注意)

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第六号 (平25内府令52・全改、平26内府令22・令元内府令2・令3内府令5・一部改正)

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

(単位：円)

資本金	株主資本			利益剰余金			自己株式 合計	株主資本 その他 損益 差額 金	評価・換算差額等 その他 損益 額	株式引 入額	新株予 約権	純資産合 計
	資本準備金	その他の 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益率	その他利益剰 余金	利益剰 余金合 計						
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	△××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額												
新株の発行	×××	×××	×××						×			×
剰余金の配当				×	△××	△××	△××	△××				△××
中間純利益				×	×	×	×	×				×
自己株式の処分					×	×	×	×				×
・・・・・												×
株主資本以外の項目の当								×	×	×	×	×
中間期変動額(純額)	×××	×××	—	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	×	×	×	×	×
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×	×	×	×	×	×

当中間会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

(単位：円)

資本金		資本剰余金		株主資本		自己株式		株主資本		評価・換算差額等		株式引取権		新株予約権		純資産合計	
資本金	資本準備金	資本準備金	その他の資本	資本剰余金	利益率	その他利益剰余金	積立金	資本合計	利得	利益剰余金	資本合計	その他損失	累積未払分配金	延滞料	差額	評価・換算差額等合計	新株予約権合計
当期首残高																	
当中期間変動額																	
新株の発行	×××	×××	×××	×××	×	×	×	×	△	△	△	×	×	×	△	△	△
剰余金の配当																	
中間純利益																	
自己株式の処分																	
・・・・・																	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)																	
当中間期変動額合計	×××	—	—	×××	—	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△	△	△	×	×	×	△	△	△

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。
6. 遷及適用及び修正再表示（以下6.において「遷及適用等」という。）を行った場合には、前中間会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遷及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
7. 会計基準等に規定されている遷及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第七号 (平23内府令10・全改、令元内府令2・一部改正)

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：円)

	前中間会計期間 (自 至 年 月 日) 年 月 日	当中間会計期間 (自 至 年 月 日) 年 月 日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××
人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
損害賠償金の支払額	△×××	△×××
.....	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	△×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
.....	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××

.....	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物に係る換算差額	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期首残高	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の中間期末残高	× × ×	× × ×

(記載上の注意)

1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第八号 (平23内府令10・全改、令元内府令2・令2内府令9・一部改正)

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：円)

	前中間会計期間 (自 至 年 月 日)	当中間会計期間 (自 至 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
一		
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失）	× × ×	× × ×
減価償却費	× × ×	× × ×
減損損失	× × ×	× × ×
貸倒引当金の増減額(△は減少)	× × ×	× × ×
受取利息及び受取配当金	△ × × ×	△ × × ×
支払利息	× × ×	× × ×
為替差損益(△は益)	× × ×	× × ×
有形固定資産売却損益(△は益)	× × ×	× × ×
損害賠償損失	× × ×	× × ×
売上債権の増減額(△は増加)	× × ×	× × ×
棚卸資産の増減額(△は増加)	× × ×	× × ×
仕入債務の増減額(△は減少)	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
小計	× × ×	× × ×
利息及び配当金の受取額	× × ×	× × ×
利息の支払額	△ × × ×	△ × × ×
損害賠償金の支払額	△ × × ×	△ × × ×
.....	× × ×	× × ×
法人税等の支払額	△ × × ×	△ × × ×
営業活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー		
一		
有価証券の取得による支出	△ × × ×	△ × × ×
有価証券の売却による収入	× × ×	× × ×
有形固定資産の取得による支出	△ × × ×	△ × × ×
有形固定資産の売却による収入	× × ×	× × ×
投資有価証券の取得による支出	△ × × ×	△ × × ×
投資有価証券の売却による収入	× × ×	× × ×
貸付けによる支出	△ × × ×	△ × × ×
貸付金の回収による収入	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	× × ×	× × ×
短期借入金の返済による支出	△ × × ×	△ × × ×
長期借入れによる収入	× × ×	× × ×
長期借入金の返済による支出	△ × × ×	△ × × ×
社債の発行による収入	× × ×	× × ×
社債の償還による支出	△ × × ×	△ × × ×
株式の発行による収入	× × ×	× × ×
自己株式の取得による支出	△ × × ×	△ × × ×
配当金の支払額	△ × × ×	△ × × ×
.....	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物に係る換算差額	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期首残高	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の中間期末残高	× × ×	× × ×

(記載上の注意)

1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。